

○国立大学法人筑波技術大学における余裕金の運用益の会計処理取扱細則

平成23年 1月25日  
細 則 第 5 号

国立大学法人筑波技術大学における余裕金の運用益の会計処理取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学会計規則(平成17年規則第10号)第27条に基づき、余裕金の運用で生じた利益(以下「運用益」という。)に係る収益化の基準及び用途の特定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運用益の会計処理)

第2条 運用益は自己収入とし、直ちに収益化するものとする。

(用途の特定)

第3条 運用益は、学部学生及び大学院生への奨学金の財源としてのみ使用するものとする。ただし、当該年度に残余が生じた場合には、翌年度に繰り越すものとする。

2 この細則に定めるもののほか、奨学金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成23年1月25日から施行する。